



2026年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052 - 262 - 1122)

第41期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社の管財人は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第41期（2026年5月8日付）有価証券報告書（自 2026年5月1日 至 2026年5月8日）
2. 延長前の提出期限
2026年8月10日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2026年9月24日
4. 第41期有価証券報告書に係る提出期限の延長を必要とする理由について

当社は、2026年5月8日付「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」に記載のとおり、同日、東京地方裁判所に対し更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より更生手続開始決定がされ（以下、当該更生手続を「本更生手続」といいます。）、当社の代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。これにより、当社の事業年度は同年5月8日であったが終了することとなり（会社更生法第232条第2項）、同日を期末日とする事業年度について、有価証券報告書の提出義務が生じ、その法定提出期限は同年8月10日（金融商品取引法第24条第1項）となります。一方で、本更生手続において、管財人による更生計画案の提出期限は同年9月7日と定められております。

当社は、本更生手続開始以降、管財人の下で事業の再建を進めております。管財人は、裁判所が定めた期限である2026年9月7日までに更生計画案を提出する予定

であり、当該更生計画案において、更生会社の再建の基本方針、更生債権等に関する権利変更の内容及び弁済方法、株式の発行に関する事項等、及び、更生計画認可後の経営管理体制等を定めるべく検討を進めております。

2026年4月期については、更生手続開始前の事業年度であるため、法定提出期限内に提出いたしました。2026年5月8日を期末日とする当社の事業年度に係る有価証券報告書の作成に当たっては、本更生手続の開始決定を受けて、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無及びその注記内容、事業等のリスク、経営者による財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な後発事象、減損会計、繰延税金資産の回収可能性その他の重要な会計上の見積り及び開示内容について、慎重な検討を行う必要があります。

しかしながら、当該事業年度の有価証券報告書に係る法定の提出期限である2026年8月10日時点では、本更生手続における更生債権等の一般調査期間（2026年8月14日から2026年8月20日まで）も完了しておらず、当社が負う債務等が確定していないことに加え、管財人が策定する更生計画案の内容が未確定であり、更生会社の再建の基本方針、更生債権等に関する権利変更の内容及び弁済方法、株式の発行に関する事項等、及び、更生計画認可後の経営管理体制等が確定しておりません。そのため、当社の有価証券報告書の前提となる、継続企業の前提に関する評価及び注記内容、並びにこれに関連する重要な会計上の見積り及び記述情報の確定に必要な基礎資料が整っておらず、会計監査人である監査法人アリアによる監査手続の完了及び監査報告書の受領にも相当の時間を要する見込みです。

以上の事情により、第41期有価証券報告書につきましては、金融商品取引法第24条第1項の提出期限までに提出できないやむを得ない理由が存在すると考えられますので、同条第1項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限延長の承認申請を行うことを決定しました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます

以 上